

黒石市教育委員会告示第8号

黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年6月26日

黒石市教育委員会教育長 阿保 淳 士

黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示

黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成22年黒石市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「所得割課税額」を「父母その他家計の主宰者である扶養義務者の当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額（住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額をいう。以下同じ。）」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区 分	補 助 限 度 額		
	最 年 長 者 (第1子)	次 年 長 者 (第2子)	左以外の園児 (第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	229,200円	268,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	199,200円	253,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1により算定した額以下の世帯	115,200円	211,000円	308,000円

当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1により算定した額を超え基準額2により算定した額以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
上記区分以外の世帯	—	—	308,000円
<p>基準額1  <math>34,500円 + (16歳未満の扶養親族の数 \times 21,300円 + 16歳以上19歳未満の扶養親族の数 \times 11,100円)</math></p> <p>基準額2  <math>171,600円 + (16歳未満の扶養親族の数 \times 19,800円 + 16歳以上19歳未満の扶養親族の数 \times 7,200円)</math></p>			

別表第2（第3条関係）

区 分	補 助 限 度 額	
	最 年 長 者 (第2子)	左以外の園児 (第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	249,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	226,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1により算定した額以下の世帯	163,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1により算定した額を超え基準額2により算定した額以下の世帯	114,000円	308,000円
<p>基準額1  <math>34,500円 + (16歳未満の扶養親族の数 \times 21,300円 + 16歳以上19歳未満の扶養親族の数 \times 11,100円)</math></p> <p>基準額2  <math>171,600円 + (16歳未満の扶養親族の数 \times 19,800円 + 16歳以上19歳未満の扶養親族の数 \times 7,200円)</math></p>		

様式第1号及び様式第4号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

年度 黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

区分	保育料等減免措置階層区分	A 補助対象経費	B 補助対象人員	C A×B
満 3 歳 児	① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯			
	② 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯			
	③ 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
	④ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1以下の世帯			
	⑤ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1を超え基準額2以下の世帯			
	上記区分以外の世帯			
	計			
3 歳 児	① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯			
	② 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯			
	③ 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
	④ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1以下の世帯			
	⑤ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1を超え基準額2以下の世帯			
	上記区分以外の世帯			
	計			
4 歳 児	① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯			
	② 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯			
	③ 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
	④ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1以下の世帯			
	⑤ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1を超え基準額2以下の世帯			
	上記区分以外の世帯			
	計			
5 歳 児	① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯			
	② 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯			
	③ 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
	④ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1以下の世帯			
	⑤ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1を超え基準額2以下の世帯			
	上記区分以外の世帯			
	計			
合 計	① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯			
	② 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯			
	③ 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
	④ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1以下の世帯			
	⑤ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1を超え基準額2以下の世帯			
	上記区分以外の世帯			
	計			

算定方法

基準額1 34,500円 + (16歳未満の扶養親族の数×21,300円 + 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円)  
 基準額2 171,600円 + (16歳未満の扶養親族の数×19,800円 + 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円)

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

黒石市教育委員会教育長 様

住所  
幼稚園名  
幼稚園長（設置者）名

㊞

年度 黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

区分	保育料等減免措置階層区分	A 補助対 象経費	B 補助対 象人員	C A×B	D 補助金交 付決定額
満 3 歳 児	① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯				
	② 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯				
	③ 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯				
	④ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1以下の世帯				
	⑤ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1を超え基準額2以下の世帯				
	上記区分以外の世帯				
	計				
3 歳 児	① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯				
	② 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯				
	③ 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯				
	④ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1以下の世帯				
	⑤ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1を超え基準額2以下の世帯				
	上記区分以外の世帯				
	計				
4 歳 児	① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯				
	② 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯				
	③ 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯				
	④ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1以下の世帯				
	⑤ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1を超え基準額2以下の世帯				
	上記区分以外の世帯				
	計				
5 歳 児	① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯				
	② 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯				
	③ 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯				
	④ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1以下の世帯				
	⑤ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1を超え基準額2以下の世帯				
	上記区分以外の世帯				
	計				
合 計	① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯				
	② 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯				
	③ 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯				
	④ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1以下の世帯				
	⑤ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1を超え基準額2以下の世帯				
	上記区分以外の世帯				
	計				

算定方法

基準額 1 34,500円 + (16歳未満の扶養親族の数 × 21,300円 + 16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 11,100円)

基準額 2 171,600円 + (16歳未満の扶養親族の数 × 19,800円 + 16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 7,200円)

## 附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。